

令和6年議案第50号

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正について

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年11月22日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、令和7年度から就学援助費認定者に対し学校給食費の免除をすることに伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
(案)

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（給食費の免除）

第6条 江南市が行う就学援助費の支給対象者は、給食費を免除することとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

(案) の新旧対照表

新	旧
(給食費の額) 第5条 (略)	(給食費の額) 第5条 (略)
<u>(給食費の免除)</u> 第6条 江南市が行う就学援助費の支給対 象者は、給食費を免除することとする。	
(調理室への立入禁止) 第7条 (略)	(調理室への立入禁止) 第6条 (略)
(事故等の報告) 第8条 (略)	(事故等の報告) 第7条 (略)
(運営委員会) 第9条 (略)	(運営委員会) 第8条 (略)
(雑則) 第10条 (略)	(雑則) 第9条 (略)

○江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（案）

昭和５５年３月２７日

教育委員会規則第５号

改正 平成２０年１月１５日教委規則第４号

平成２０年５月３０日教委規則第１０号

令和２年３月１６日教委規則第５号

令和３年３月１６日教委規則第２号

令和６年 月 日教委規則第 号

（趣旨）

第１条 この規則は、江南市立学校給食センター設置条例（昭和４７年条例第２号）

第６条の規定に基づき、江南市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）
の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条 給食センターは、次の業務を行う。

- （１）給食センターの維持管理に関すること。
- （２）給食センターの衛生管理に関すること。
- （３）給食用物資の管理に関すること。
- （４）給食献立作成に関すること。
- （５）給食の調理に関すること。
- （６）その他給食センターに関すること。

（職員）

第３条 給食センターに、事務職員、栄養教諭、学校栄養職員、調理員その他の職員
を置く。

（職務）

第４条 所長は、上司の命を受け、給食センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監
督する。

２ 事務職員、栄養教諭、学校栄養職員、調理員その他の職員は、上司の命を受け、
それぞれ所定の業務に従事する。

３ 職員は、給食センターの業務の効率的な実施に努め、特に上司の命を受けたとき

は、他の業務を補助しなければならない。

(給食費の額)

第5条 給食費の額は、教育委員会が別に定める。

(給食費の免除)

第6条 江南市が行う就学援助費の支給対象者は、給食費を免除することとする。

(調理室への立入禁止)

第7条 給食センターの職員を除き、何人も所長の許可なくして調理室に立ち入ってはならない。

(事故等の報告)

第8条 所長は、災害その他の事故が発生したときは、速やかに学校給食課長を経て教育長に報告しなければならない。

(運営委員会)

第9条 給食センターの運営に関する事項を審議するため、給食センター運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 江南市立学校給食センターの管理運営に関する規則（昭和47年教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成20年1月15日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日教委規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年議案第51号

「はたらくってなーに？おみせやさんごっこ」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和6年11月22日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和6年議案第52号

「KONAN マルシェ in Hotei」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和6年11月22日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和6年議案第53号

「こうなん名フィルコンサート2025 デュアルコンチェルトシリーズ1、2」
の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和6年11月22日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。